

会 議 要 録

名 称	第 13 回西予市地域づくり活動センター市民検討委員会	
事 務 局	政策企画部まちづくり推進課地域づくり活動センター推進係	
	電 話 0 8 9 4 - 6 2 - 6 4 0 3	
	F A X 0 8 9 4 - 6 2 - 6 5 7 4	
開 催 日 時	令和 3 年 6 月 4 日(木曜日) 9:30～13:02	
開 催 場 所	西予市役所 5 階 大会議室	
出席者	委員	29 名（欠席 5 名）
	その他	
	事務局	15 名
議事内容(要旨)	進行：井上謙二・横林公民館長（副委員長） 1. 開会 （事務局） 委員長が急遽欠席となったことで、本日の進行については、副委員長が進行する旨をお知らせ。 2. 協議事項 （副委員長） 第 13 回地域づくり活動センター市民検討委員会を開催する。大詰めを迎え、私の希望として、本日、答申内容を取りまとめたい。遠慮なく、忌憚のない意見を出し合っていていただきたく思う。 本日は、お手元の委員会次第にお目通しをいただきたい。「2. 協議事項」でまず、懸案事項となっている「検討事項 8」の分館制度のあり方について、分科会での意見等が固まってきているので、まず、この部分を全体で協議いただきたい。その後、昨日までに各委員に届きました「答申書（案）」のうち、すでにご検討いただいた部分とその後検討ができていない最後の部分を協議する形で進めたい。 早速、「2. 協議事項」に移る。まず、検討事項 8「今後	

の分館制度の在り方について」、分館制度分科会長からご説明をいただき、全体で検討したい。分科会長からご説明をお願いしたい。

・ 検討事項 8 「今後の分館制度の在り方について」
分館制度分科会からの報告

(分科会会長)

先日、5月27日(木)に開催した第13回の分科会をもって決議いたしました中身について、翌日28日(金)付けで市民検討委員会委員長様へ決議報告した。今日はその報告に従って説明をさせていただきたい。

★「検討事項 8 今後の分館制度の在り方について」分科会会長が説明。

(副委員長)

ただいま、分科会会長から最終とりまとめの説明があった。添付資料のうち、A3サイズの移行パターンの年次表とパターンの詳細については、大きな骨格、考え方のもとで現実的に移行していく場合のそれぞれのパターンに応じた移行期間、経費の負担割合等を詳細として取りまとめたものである。お目通しいただき、検討したい。検討事項8の報告から、内容についてご意見をいただき、最終答申書案としたいが、委員の皆様から伺いたい。

(委員A)

私自身も三瓶地区の委員として発言させていただきたい。説明の通り、13回にわたり分科会を開催し、他町から選ばれた委員にも、三瓶文化会館までお越しいただき、討議をしていただいたことで案が出来上がった。このことについてお礼を申し上げたい。

事務局にも、三瓶地区の公民館分館と集会所の相違、成り立ち、経緯を十分に理解していただき、移行パターンができたことも合わせて感謝申し上げたい。今後は、移行パターンの原案がその通りに履行されることを強く要望をしておきたい。

もう一点、市民検討委員会のみなさんに発言させていただきたい。三瓶東公民館の拠点の問題について、市民検討

委員会の皆様に「三瓶町の地域におけるセンターの配置」について報告したい。答申（案）の中で 31 ページの「（３）複合機能のある地区公民館のセンター化について」、32 ページの「（２）センター（拠点）を設置する場合」の 2 カ所にある、「現在利用している～と必要でないかと考える」とある。市の方は、複合施設の利用をうたっているが、その中で、三瓶町は三瓶文化会館が「複合施設」の一つに該当すると思う。その中で、分科会報告書の最後のページ（４ページ）の『（３）三瓶町地域にセンターの配置について』のなかで、「地区公民館として～三瓶東公民館」という文言がある。

さらに、要望として「三瓶東公民館エリアに地域づくり…～建設すること」、「三瓶文化会館については～活動を推進すること」の 2 点については、三瓶文化会館は三瓶町民の文化芸能の重要な拠点として住民の潤いある生活には欠かせない施設だと考えている。ところが、近年の使用状況は、非常に低調で、委託料からの使用状況からみても、年々減少していたうえにコロナの影響もありさらに低調している。この状況から、三瓶文化会館と自治センターの拠点が併設だと、さらに使用状況が悪くなる可能性があるのではないかと考える。

その点を考えても、私としては、併設ではなく新しい拠点を作っていただきたいと考えている。新しい拠点については、分館問題も含むが、仮に新しい拠点ができたとして、隣接する分館が今後集会所になってくるが、従来よりも大きな建物の必要はない。新しい拠点を利用していけば、新たな建設も必要なくなるのではないか。経費面でも全く無視できない部分があるので、ぜひ、市民検討委員会のみなさまにも、三瓶の現状を認識していただきたい。

以上のことから、三瓶町の委員として、新たな拠点を建設して欲しいと強く要望する。

（副委員長）

今ほど、「（３）三瓶町地域におけるセンター地域の配置」のことについてあった。地元の人にとっても、最も重要で切実な問題であると思う。検討委員会として、最終的にこの場所ということで決めることはできない。これをもとに、これから市が整備計画を立て、意見を大切にしながら地域の皆さんと検討いただきたい。行政部局の対応とし

ての意見はどうか。

(事務局)

分館分科会でも、幾度となくお伺いしている件である。ご意見を深く受け止め、今後の計画等に進めさせていただきたい。ご意見はありがたく受け止めさせていただく。

(委員B)

公民館をセンターに移行することを早々と協議したが、「確認」と「決定」まではしていない。「協議」しただけであり、公民館をセンターに移行する根拠として、地方自治法 238 条を根拠にした「西予市財産規則」がある。

その財産規則の中には、教育部局から替えようとするときに、規則の中には手続きがある。財産の所管を移す「所管替え」の協議を総務部に申し入れること、また、施設の用途変更を協議することも教育部局の仕事としてある。

分館については、条例廃止の協議前に「用途廃止」となれば、それが普通財産になるという流れがある。移そうとする教育部局が総務部長に協議を申し入れ、市長の決裁を得なければならない。

平成 26 年の明浜地区の渡江分館・宮野浦分館では、引継ぎができておらず、議会で議決させただけであり、その時は協議もしていない。今回は 24 の地区公民館、館長の指示を受けて分館の運用をする分館長の用途廃止も必要になる。ところが、三瓶東公民館は、平成 23 年に本庁方式になったときから、三瓶文化会館の「事務管理室」に事務所がある。答申のところには地区公民館として、事業をしてきたと書いてあるが、我々東地区の者の認識としては、そのような場所はない。

行政規則による財産はないため、事務の所管替えや用途変更するにも施設がないので協議も必要ないを考える。施設を新しく作ることを要望する。

(副委員長)

現在の三瓶東公民館は財産規則による財産がないことから、施設はないということによろしいか。総務課長に伺いたい。

(総務課長)

今の三瓶東公民館は、条例規則によって財産規則上、台帳上に「ない」という状態になっている。

(副委員長)

制度上の手続きを含めた重要な部分で、今すぐここで整理というのはできかねる。行政部局において、公民館、分館、集会所への廃止・移管の手続きの明確化ができていいのかいないのか、どういう形で明確化を行うかをはっきりしていただければありがたい。

(委員B)

公民館をセンターに移行する協議はしているが、「移行」する際に、財産規則等に基づいた手続きが必要ではないか。財産が「ない」ものに手続きができるはずがなく、規則にある「手続き」をとれないのが三瓶東公民館である。平成23年4月1日に三瓶中央公民館を廃止するという条例変更の議決をしている。残念ながらその議事録を見てもない。10年後の説明ができないことに、西予市の生き残りをかけたこの小規模多機能自治制度を進めるには、また10年後に問題が起きる可能性があると思われる。

次世代の人が生きるセンターを令和5年4月1日から始めるには、それにふさわしい行政の土俵づくりの真剣さを求めたい。

(副委員長)

センターの新設、継続使用する・しない、最終的な設置場所、建設するなどを含めて明確な事業の進め方と手続きをお願いしたい。

(委員C)

今後の分館制度の在り方について、私が感じたこととして、行政、地域住民がしっかりと話し合いができあがったものと説明から察している。今回で13回目の市民検討委員会、分科会で大変なご苦勞があったものと思う。今後は、今までの検討を踏まえて、4つの場を十分に念頭に置き、地域の機運があるかないかによって分科会の意義が問われる。内容で、まだ課題はあると見るが、機運を失うことがないようにお願いしたい。

(委員D)

分館の移行方針について、意向調査を9月30日までにされるが、期間が短いという話があったと思う。「移行パターンにかかる詳細について」のなかで、「(特別な事情が生じた場合は別途協議する)」とあるが、移行する際に時間が足りない場合の対応だと思われる。この文言を「(2) 分館の移行方針について」のなかで加筆したほうがよいと思うがいかがか。

(副委員長)

事務局のご意見を伺いたい。

(事務局)

必要だと思う。検討委員会の委員全員が入れるのが適当であるをご承認いただければ、答申の中身に分館分科会の報告部分に加筆させていただき、報告したい。承認をお願いしたい。

(分科会会長)

その対応で大丈夫と思われるが、委員の皆様からの意見も聞きたい。この「移行パターン別年次表」が一番の大本になるという決議をしている。このA4版の中身が最優先されるものと理解はしているが、敢えて文書の中には入れるとはしていなかった。中身的には同じことなので、報告のときに加筆することについて、分科会の委員さんもその対応でよろしいか(意義なし)。

それでは、「(2) 分館の移行方針について」の部分で、共通事項の提案部分の②において、「特別な事情が生じた場合は別途協議する」を追加することで分科会意見とする。

(副委員長)

ただいまの意見については、そのような取り扱いとしたい。

(委員B)

分科会、行政側の方々に非常に真摯に取り上げていただき、発言ができた。また、議事録、資料づくりにご苦労をおかけしたことから感謝したい。

(委員 E)

8名の三瓶地区委員と4町から2名ずつの委員、合計16名の委員が、この13回、三瓶側の立場に立った貴重な意見を毎回出していただいた。時には熱い激論を戦わしたこともあったが、その落ち着く場所を、分科会の報告という形でまとめていただけたこと、分科会会長が一生懸命取り組んだこと、これらのことに私はサポートしただけで、本当に充実した13回だったと思う。問題はこのあと、答申の中に反映していただき、前進し、同じスタートをするなら、みんなが気持ちのいい、令和5年4月1日からいいスタートが切れるような方向にもっていったらというのは私も同感である。

(副委員長)

検討事項8はいったん「取りまとめ」とさせてよろしいか。最終的に全体の通し案としてご意見もいただきたい。

(分科会会長)

13回の分科会で、議事を進行したが、なかなか力不足で思うようにできなかった。ただ、私は信念として「人、儲け」というのを持っている。分科会会長として、新たな人との出会い、知り合い、議論することでお互いを知ることができた。人のつながりが増えたことで、今後の私の人生のなかでの宝としたい。ご協力いただき感謝する（拍手）。

(10分休憩)

(副委員長)

それでは時間になったので、2. 協議事項の「答申内容の確認」に入りたい。

まず、31ページまでは検討済みと、そのあと32ページ以降について最終確認という流れで進めるが、関連のある内容であり、柔軟に対応したい。

まず、皆様にお配りをしている「西予市小規模多機能自治活動拠点施設（地域づくり活動センター）の在り方について 答申書（案）」についてのご意見をいただきながらとりまとめができればありがたいと考えている。

まずは、答申書（案）をお目通しいただき、ご意見等がございましたら先に承り、項目ごとに、要点を押さえていき

たい。主には、「4 地域づくり活動センターの設置箇所」で、「(1) 地域づくり活動センター設置場所」「(2) 市街地におけるセンターの在り方、宇和地区、野村地区そして三瓶東地区」「(3) 複合機能のある地区公民館のセンター化について」である。

(委員F)

分館のことをはじめ、様々な意見が出たことを踏まえて、31 ページの内容の整合性がとれていない部分があると思われるので、見ていただきたい。

最初に「(3) 複合機能のある地区公民館のセンター化について」のところで複合機能のある公民館の表に、宇和公民館、野村公民館、三瓶東公民館の3つがある。三瓶東公民館については、複合機能はない。同列でここに並べてしまうと、整合性がとれない。あくまでも三瓶文化会館には複合機能はあるが、三瓶東公民館としては全くありません。

公民館として財産登記されていないことは先ほど、総務課長の話にもあった。この部分については、三瓶東公民館は削除するべきではないか。

(副委員長)

今の複合機能のある地区公民館の施設名については、宇和公民館、野村公民館、三瓶東公民館ではなくて、書くとしたら「三瓶文化会館」だというご意見だが、事務局はどうか。

(事務局)

複合機能のある地区公民館という表題に対して、下の表のところは少しそういうふうに言われると意味合いが違うのかもしれない。宇和公民館に関しては、西予市教育保健センターの中で、施設全体が複合的な施設の中に位置しているという意味で書いている。

従いまして、三瓶東公民館においても、三瓶文化会館という施設の中に、三瓶文化会館、西予市図書交流館三瓶分館、三瓶教育課という、複合的な施設の中で位置しているという意味合いで書かせていただいたが、少し違うということであれば、どのような表現がよろしいのか、削除することも含めてご提案いただければありがたい。

(委員F)

そうであると、この表だけだとおかしくなるのではないかなと。三瓶東公民館は、あくまでも、三瓶文化会館に「間借り」しているだけである。

(事務局)

委員Fがおっしゃられるとおりで、この表題のところは「複合機能のある地区公民館のセンター化」ということではなく、「複合施設の中にある地区公民館のセンター化について」と変更してはどうか。

(委員F)

私が一番言いたいのは、三瓶文化会館をそのまま三瓶東公民館にされたら困る、という意味合いである。一緒に同列に並べて表記されると、公民館としての機能を、三瓶文化会館という名前を変えてそのまま全体とするのは困る。以前から申し上げているが、私はこの場で、防災機能のある津波タワーを兼ねた公民館を建てて欲しいという意見を出させていただいている。

三瓶地域の人たちの中でも防災タワーについては、同じような意見が多い。防災機能の部分で、文化会館はあくまでも「文化会館」であり、今までに、教育に対してお金をかけてきた地域である。三瓶文化会館は、教育文化の拠点としてあるので、それを単純に、地域づくり活動センター（以下、「センター」という。）にするということが、三瓶町民としても納得出来ない。もう少しご検討いただきたく思う。

(委員B)

複合施設で、三瓶文化会館の敷地と同じ地番を使用した三瓶東公民館条例がある。三瓶文化会館条例施行規則等で場所が位置づけられている。位置づけられてないのは、平成2年に設立された三瓶文化会館の管理事務所である。宇和公民館と三瓶東公民館の現状は違う。三瓶東公民館は平成23年3月31日までは、現在1区分館であったところが「三瓶東公民館」であった。

先ほど、条例変更で平成23年4月1日から現状になっていると発言したが、ずっとこれまで「公民館」で、または「地区公民館」でと書いているが、集まることができる施設ではない。

管理施設の中には、事務所は、教育課のスタッフ、主事、会計年度任用職員、公民館長と、机と椅子があって、我々は、他の公民館、地区公民館のように出来ないはずだと思う。その代わりに、分館のところで書いている、社会教育を分館で実施していた。三瓶東公民館は「ありません」ので「削除」をお願いしたい。

(副委員長)

現状を押さえた中で、今、発言のあった問題点もあることを検討したということで、記載することについては、よいのではないかなと思う。

(委員 G)

分科会委員さんに対しては、分科会のなかで、三瓶東公民館の設立、設置、文化会館の役割、部屋、管理室を始めたとした「三瓶文化会館」という形で設置している。

三瓶東公民館は、昭和 46～47 年から小学校、中学校、そして、周木分館を始め、これまでの地区公会堂を昭和 30 年の合併時に、地区分館とし、公民館の流れの経緯があり、昭和 46、47 年から周木地区から始まり、各分館が、毎年建築した。

本来、公民館分館は、公共のものである。発注者も当時の三瓶町長で、事業主体もそうであるにもかかわらず、地域から言わせていただくと、半強制的に補助残の半額を出していただくことで建築した。

当時の教育費が私の記憶では、全体予算の 22～23% ぐらいで、三瓶小学校の建築、周木分館をはじめ、三瓶中学校統合に関わる造成、土地代、立派な校舎の建築費と、それがずっと積み重り、最終的に、教育、社会教育、地区分館、文化、学問・学術、伝統歴史も含めたものとして、三瓶文化会館を建てた。三瓶東公民館は、補助残の半額を出して、7 年から 10 年をかけ建築費としての寄付を集めて、当時の区費の 50～100 倍の割り当てから捻出して建築した。

私はいまだに三瓶東公民館は 1 区区民のものであると認識している。それが西予市に変わり、平成 23 年に突如、地域、区民の同意も得ずして、1 区の三瓶東公民館を勝手に分館にした。そして、三瓶東公民館になるものを、分館制度委員会でも発言したが、机 2 つの借り家住まいみたいな

形での三瓶東公民館は名前だけで、いまだにその名前を継承しているが、西予市の条例によって、中身は何も審議をしてないのに名前だけ廃止も、削除もしていない。三瓶東の10分館全てが、三瓶東公民館の管轄であることから、有名無実のような現状が今の三瓶町の東公民館ではないか。

もっと中身を吟味して、三瓶東公民館を廃止し、分館名をそれぞれの地区が、分館名の名称も、よく考えられたうえで、地区の同意を得ての条例改正であれば問題はなかったと思う。三瓶東公民館と三瓶文化会館のことは切り離してほしい。委員Aからもありましたとおり、拠点をぜひ私は旧三瓶庁舎跡地に200人ぐらい入れるような、2階建ての建屋を建てて欲しい。

もう一つは、三瓶町は、三瓶文化会館や三瓶福社会館も建てておりました。しかし、三瓶福社会館は今の三瓶支所になり、私から言わせると「のっとられ」、そしてこの上に文化会館までセンターの拠点に使われるという、何もない状態である。言葉ではなく、10カ年ぐらいのビジョン、将来あるべき姿を行政が表さないと、その時々で、分館つぶしのような話が出るのは、あまりよろしくないと思う。

私自身も、昔から人より、先々進もうとする性格なので、まちおこしなどの立場にあれば、いろんな特別委員会を設置し、いろいろに、関係機関を回ったりしてきた。事情は分からないわけでもないが、分館だけは、つぶしても、集会所は19地区で変わらない。

他の4町の集会所は275カ所。これについて、みなさん考えられたことはあるか。三瓶町だけの痛みを押し付けている、そのうえに一番牙城である三瓶庁舎や学術文化の伝統である三瓶文化会館、これまで西予市という名のもとに、どこに審議をしているか。

私は、西予市になれば、西予市の一人として意見を合わせなければなりませんが、財産がなくなったのも三瓶町だけである。7年前に三瓶保育園を市長の名の下で、各町に1つは置くとあった。時代の推移は私も読めているが、約束して10年も建たないうちにもたなくなった。明浜、城川にしても、三瓶町の人口より半分の地域でも、まだ保育所がある。

野村町は立派な保育園ができ、水害があったが、この5年間で2度建てた。野村支所は今年度予算で新たに建てか

える予算計上をしている。痛みを三瓶だけに求めるのはいかなものかと付け加えて申し上げておく。

(副委員長)

過去の経緯を、詳しく教えていただき感謝する。委員Fにお聞きするが、31ページの整理した表で、加えるとすればどのような考え方があるか伺いたい。

(委員F)

三瓶東公民館という複合施設がないものを、ほかの施設と一緒に表にして並べているので、表題どおりだと、今後、施設のある地区公民館のセンター化が進むということになる。あくまでも三瓶文化会館がセンターになると言わんばかりのことを書いているのでおかしいのではないかと削除してもらうべきではないかと述べた訳だが、出席の皆さんの、ご意見をお聞きしたい。

(委員H)

私の部分的な解釈になるが、複合機能のある地区公民館は、逆の見方をすれば、ほかの地区公民館については、単独で、公民館の独立した施設があるけれども、この3つの地域には施設がないという形の問題提起をしていると思う。ここから、今回三瓶東公民館を削除すれば、三瓶東公民館はそういうふうな問題がある、ほかの単独公民館と同じであるという見方ができると思う。現状を表現して、課題提起のことではないかと私は解釈している。

(副委員長)

これまでの意見を整理するとどうか。

(事務局)

私たちも、宇和公民館、野村公民館、三瓶東公民館の現状をお伝えするところが必要というところで、この表を作成した経緯がある。

今ほど、委員Fがおっしゃったように、前段の文章の中で、利用しづらくなるのではないかとといったご意見があった。これからのセンター化に向けてというところで、そのままおっしゃったように三瓶文化会館をそのまま使うというように読み取れるのであれば、後半の部分を少し修正す

るなり、まだ削除するなりして、対応してはどうかと考える。

先ほども申し上げたように、表題のところの複合機能施設の中にある地区公民館のセンター化について、いわゆる三瓶文化会館の中に、教育課と三瓶東公民館、図書交流館が位置しているという現状をお示しするほうがよろしいのではないかと考えるがいかがか。

(委員 I)

先ほどの分科会の報告の中で、三瓶町地域におけるセンターの配置について、強い要望をここに書かしていただいた。32 ページの「(3) 複合機能のある地区公民館のセンター化について」の文章をそのまま見ていくと、もう三瓶東公民館が三瓶文化会館の中に設置するというようなニュアンスでとられかねない表記の仕方になっている。いろんな課題が指摘されたように、三瓶東公民館については、本当に三瓶文化会館の中に間借りをしているだけでその所在ですらはっきりしてないというのが現状である。現在の状況で、宇和公民館と野村公民館とはまた別に文書を入れ、今の課題等を含めて、三瓶東公民館についての今後の有り様という内容で変えていただければと、分科会のほうから提案した。

三瓶町地域におけるセンターの配置についてということの整合性がとれるのではないかなと思うが、その辺りを検討していただきたい。

(副委員長)

例えば、今言われた現在の複合施設、あるいは複合機能のある施設の地区公民館のセンター化についてで、32 ページ下段の表については、一番左の施設名文言を削除し、複合機能とその現状（備考）と、3つの複合機能施設について、問題提起をしたいという内容である。

(委員 B)

この件については、分館分科会でも発言・協議した。三瓶文化会館は平成2年に設立し、費用は約12億円である。愛媛県から「ふるさと中核整備事業」の補助金をいただいて建築した。

三瓶東公民館に使うためのものではない。前年、西予市

図書交流館条例ができ、図書室から「西予市図書交流館三瓶分館」に名札を変えていただいた。三瓶文化会館の設立時に「図書室」として位置づけられたものが、図書交流分館になっている。三瓶東公民館のものではない。

平成 23 年 12 月議会の冒頭で当時の教育部長が、中央公民館をなくすという議案について、どさくさに紛れて、文部省から三瓶東公民館を地区公民館として、補助金の交付を受けていると思う。それも、勝手に移し、拡大解釈して、教育委員会が、文化会館の管理事務室に、スタッフ一同引っ越してきた。

平成 23 年 4 月 1 日から現状であるが、条例でも、三瓶文化会館の地番を利用したわけである。地区公民館は大体、どのような施設の負担が多いか。

事務室があり、ホールがあり、談話室、調理場があるが、三瓶東公民館には事務室はない。主事と会計年度任用職員が隅に 2 つ机を置いているだけである。三瓶東公民館は文化会館の目的、県からいただいたふるさと中核整備事業で整備したところに、お断りもなく、平成 23 年に勝手に条例を作り、地区公民館として、2000 万円を文部省からいただいた際、用途変更はないと言われたが、三瓶東公民館は「(3) 複合機能のある地区公民館のセンター化について」には全く当てはまらないので、別に実情を書いていたきたい。

誰もが 10 年後、議事録、会議録、条例見て納得できるような運用をつくり、令和 5 年 4 月 1 日からスタートできることを望む。

(委員 J)

(3) についてはこれまで議論を深めてきていただいていた。私は何か完全に削除するというのは、現状の在り方も確かに問題提起するのも重要だと思う。「複合機能」がおかしいのであれば統一し、表も「複合機能」ではなく「同一施設内にある機能」とか、そのような協議に対して、かつ、三瓶東公民館が、文化会館のところで議論されたことが、この中で表現し切れていないということであれば、この文章の最後に、「なお三瓶東公民館の在り方については、分科会報告の「(3) 三瓶町地域におけるセンターの配置について」に相当する。これが後ろのほうに出てくることから、そこ

にあわせて「参照されたい」という表記にし、全く無関係ではないことを表現してはどうかと考えるがいかがか。

(委員 B)

私が心配しているのは、分科会で 13 回も、協議・議論をし、答申に取り上げていただくことで、事務局が市長に提示し、推進計画案を答申に基づいて作成し、地域に市政懇談会等で協議し、正式に推進計画案となる。すなわち、市民検討委員会がはっきりしないといけない。三瓶文化会館は、管理事務室の中に、教育課のスタッフ、文化会館主事、会計年度任用職員、公民館の机があるだけで、我々 3500 人の地域住民は、中に入って活動やお話する場所を平成 23 年から奪われている。

(委員 I)

分科会を通して、三瓶の委員が一番懸念されてきたことが、今のことではないかと思う。この「(3) 複合機能のある 地区 公民館のセンター化について」の表題の書き方では、宇和公民館、野村公民館、三瓶東公民館について、ここをセンター化するという感じのニュアンスにとられると思う。宇和公民館、野村公民館はそうであるとしても、三瓶東公民館については、今の課題、現状、そういったことをきちっと、文章化したもの、そして先ほど委員 J のご意見のように、分科会の報告書を参考にしながら、もう少し丁寧に、この部分は修正していただく方がよいと考える。三瓶東公民館を三瓶文化会館の中につくることありきのような表記には絶対ならないようにしていただくのがよい。

(事務局)

いろいろな御意見をいただいた。事務局で少し整理する必要があると考えるが、このページに関しては、次の検討委員会のときにお示しさせていただいて、再度検討していただいたらどうかと思うがどうか。

(委員 J)

仮に次回だとしても、ある程度、今日のところでどのような形であつたほうがよいと考える。少し休憩をとり、お時間をいただいたうえで、どのような記載に改めるのか打合せをさせていただいたほうがよいのではないかな。

全くの白地だと、時間を余りかけにくい状況であるので、どのように進めるのかを少し相談させていただきたくと思う。

(委員 K)

私も委員 I の発言、宇和公民館、野村公民館はそのままでもよいが、三瓶東公民館については、分科会でこういうことがなされて、こういう答申がされていることを示されていることから、別を書いておけば問題ないのではないかなという感じを受けている。

(委員 I)

もう一つ、大きな誤解を招くような表記であるのが、31 ページの「(2) 市街地におけるセンターの在り方」で、その次の「(3) 複合機能のある地区公民館のセンター化」についての内容がダブっていると思われる。(2)の中に、(3)の部分も含め、それぞれの地区における今後の方向性、特に三瓶東公民館についての、今までの検討とか課題とか、今置かれている現状とかをそれぞれの公民館ごとに書いてはどうか。私は(2)の中に含めたら、それぞれの公民館についての個々の課題と方向性が出てくると考える。

(副委員長)

ただいまのご意見から、改めて項目は設けず、「(2) 市街地におけるセンターの在り方」に引き続き、32 ページ上段の施設を書き、宇和公民館施設、野村公民館施設、合わせて三瓶東公民館施設の現状と、今の経緯等も踏まえ、そして分科会の中で出された意見を簡略した形で整理をするというまとめ方の作業でいかがか。

(委員 A)

委員 I の意見に賛成する。最初にも申し上げたが、西予市の動きの一つとして複合施設を利用することが、非常に三瓶の委員としてはひっかかる。「(3) 複合機能のある地区公民館のセンター化」の中に、三瓶東公民館があること自体、私個人としても、削除していただきたいのが正直な気持ちである。

ただ、先ほど申し上げたように宇和公民館、野村公民館、三瓶東公民館のそれぞれの位置づけとして、「(2) 市街地

におけるセンターの在り方」の中に入れ込んでいくことについては同感する。32 ページで、三瓶東公民館がこの一つのケースの中に、他の 2 つの公民館と並列に並んでいることには強く反対する。

(委員 C)

今の件に対して簡単に質問したい。では、「(3) 複合機能のある地区公民館のセンター化について」の中で、私は方向性については賛成する。削除せよということであるなら、削除した後は、どのような形になるのか。

(委員 A)

この複合機能のある公民館、地区公民館が明らかに宇和公民館、野村公民館の置かれている現状と、今、三瓶東公民館が置かれているこの現状とは明らかに違うので、その辺りを御理解いただきたい。

この「(3) 複合機能のある地区公民館のセンター化について」の表の中で、この三つの公民館が一つのような形で表記されるということは基本的にあり得ないことで、やはりこの宇和公民館、野村公民館と同列のところに並んで説明の対象として置かれるということは、私はあり得ないと考える。新たなセンター化に向けては、文化会館を使用するとかの流れではなく、新しい拠点としての施設をつくっていただきたい。

(副委員長)

いずれかの形で整理ができ、31 ページの「(2) 市街地におけるセンターの在り方」につながる形で、32 ページの上段の公民館の文章の部分を入れ、この表の部分は削除する。複雑な要素をはらんでいることから削除するという事でよろしいか。

(委員 I)

市街地におけるセンターの在り方は、西予市のこれからの計画にもあるように、宇和地区は中心市街地、野村地区は中核市街地という表記がある。

大きな西予市の中の拠点という位置づけの中で、人口が多い宇和小学校区、野村小学校区、三瓶小学校区は、この公民館が複合施設の中にあったり、三瓶文化会館に間借り

をしたりというような形の対応である。

それを今後、センターを拠点とするときに、人口の多い地域をどうするかは、今後の大きな課題になってくると思う。

以前に宇和地区の人で集まった際に、宇和地区は面積が大きく、四つのブロックに分かれているが、改めてそれを一つ一つの地域コミュニティに分割することはとても難しいということ言われた。そういったことも含めて、今後、宇和地区において、現状を見て今後どうあるべきか、センターはどうかと、それぞれの項ごとに、現状と課題をはっきりして、方向性を打ち出していく環境にするべきではないかと考える。

(副委員長)

それぞれの地域で抱えている今の建物施設を含めても経緯や状況があらうかと思う。いっそのこと 32 ページの「(3) 複合機能のある地区公民館のセンター化について」については削除してはどうか。

(委員 F)

今、副委員長が提案あったとおり、「(3) 複合機能のある地区公民館のセンター化について」の削除案に私は賛成する。答申に書き込むときは、分科会会長から取りまとめしていただいた意見、三瓶地域におけるセンターの配置についての中の文章を、分科会からの提言を入れていただければよいのではないかと。

文化会館については先ほどもあったように、建設、経緯及びその意義を踏まえ、文化芸術の拠点となるよう活用推進することという文章を用意し、「建設経緯及びその意義を踏まえ、独立した建物として文化芸術の拠点となるよう活用推進する」というような意味合いのことを入れていただければ納得する。

(副委員長)

まず、32 ページの表は全て削除し、今の分館制度の在り方について、最後の三瓶東公民館のところで「文化会館の管理については建設経緯及びその意義を踏まえ、独立した文化芸術の拠点となるよう活用推進する」という取りまとめ方でどうか。

(委員 F)

分科会報告の「(3) 三瓶町地域におけるセンターの設置について」にある 5 つの検討意見の文章をうまく併せて表現することである。

(委員 J)

32 ページの「(3) 複合機能のある地区公民館のセンター化について」の表を削除ということで、三瓶東公民館のところのお話を、分館報告の「(3) 三瓶町地域におけるセンターの配置について」から要約するという意見について、分館分科会の中で、かなり議論いただいたうえでの重要なご意見だと思う。これ自体を改変することは、せっかく表の形で非常にうまくまとめていただいた部分があるので、こだわってしまうことに恐縮だが、この三瓶東公民館については、後に「分館報告の(3) 三瓶町地域におけるセンターの配置について」の部分を参照する」という表現の方が適当なだと考えるので、ご提案したい。

(委員 F)

今、委員 J がおっしゃっていただいていたことについては、分科会での発言と重なる。分科会の意見を尊重するように入れていただければよいと思う。

(委員 I)

31 ページの「(2) 市街地におけるセンターの在り方(宇和地区、野村地区、三瓶東地区)」も 32 ページの「(3) 複合機能のある地区公民館のセンター化について」も市街地にある地区公民館のセンター化について書いてある。この「複合施設」っていうことになると、先ほど、委員 B が言われたように、三瓶町における存在意義とか、どういう複合なのかということになってしまう。設置案というか「逃げ」の案に考えてしまうかもしれないが、この箇所については、市街地にある地区公民館で、市街地にあるという協議、これは西予市のマスタープランの中でもそういう表記をしており、市街地という「中心市街地」とか「中核市街地」とかという表記がある。「市街地」ということで、(3) のところをまとめるのはどうかと考える。

今、皆さんのいろんな意見を聞きながら、この部分の中

身を大事にしながら、特に三瓶東公民館の中身について、委員 J が発言したように、分科会報告のところを参考にし、その意見が一番大切な考え方であると示されればよいのではないか。

(委員 F)

先ほど私、委員 J の意見お伺いしたが、31 ページは「削除する」ことで間違いないか。先ほど委員 I が言われた、31 ページの(2)で、三瓶町のことについて触れるときに、分科会での提言部分を入れれば重複せず、文書的にもスマートにいくと考える。

(副委員長)

事務局と協議したいので暫時休憩する。

※10 分ほど協議

(副委員長)

再開する。これまでの意見については修正し、最初のほうについては、次回開催時までには、整理をしたものを送付したい。事務局より説明する。

(事務局)

修正点について説明。

(副委員長)

限られた時間の中で検討した結果を整理したということで、考えるといかがか。大まかなものではあるが、このような表現でまとめさせていただき、よろしいか。よろしい方は挙手を願いたい(一部棄権)。

そうすれば、今のような形で文言を吟味し、修正したものを次回開催日までに、事務局は各委員さんへ修正案を送付いただきたい。それについてのご意見等はまた次回の冒頭で賜りたい。

答申書(案)に戻るが、事務局より、追加する箇所があるため説明していただき、本日お配りをした資料の説明を生涯学習課長よりお願いしたい

※生涯学習課長説明

「事務局より追記提案」

(副委員長)

事務局より追加提案ということで、「2 地域づくり活動センターの機能」の「⑧センターにおける住民の図書利用について」を、13 ページの「⑦学校とのつながり」の次に、⑧として、主にセンターにおける図書の利用についての内容で、「センターとなった場合にも引き続き継続するように努める」という表記を入れたいという提案であるが、いかがか。

(委員K)

下から2行目の「知識や楽しみ」の「楽しみ」とは、を考えていくと、「読書」の楽しみというように、いろんな調査研究もあったりするが、いかがでしょうか。

(副委員長)

図書を利用し、本を読むことにより、得るものとして知識とか、楽しみとかということご意見であった。今のご意見を踏まえ、そういう知識経験が中心になると考える。文言修正し、先ほどの問題と一緒に検討させていただきたい。

(委員D)

大変ありがたい提案である。お礼を言いたいですが、前回のこの会で、日直夜直制度（野村・城川）にある制度について議論があったと思う。23 ページにある、日直夜直制度の在り方については、「令和4年度末までに廃止する方向」ということについては「良くない」ということで、文言を変えていただき、地区公民館ごとに、実情に応じて、地域の調整を図ることが望ましいとされている。

前回、指摘のあった際に、公民館が日直とか夜直、土曜日、日曜日、あるいは夜間を開いてということができれば、学童保育の役目も果たすとも言われたと思う。今、提案がありました図書の利用について、ここに、生きがいをつくる図書について追記提案してあるが、この追記提案に対して、日直夜直制度を廃止するのであれば、矛盾すると思う。

私が気になるのは、23 ページ2行目の「地域と調整を図ることが望ましい」という部分について、誰が地域と調整

を図るのが主語がないため分からない。主語は「行政が地域」ではないかと思う。

それから、「望ましい」ではなく、「必要である」として、今の生涯学習課長の説明について、その通りうまくいけばいいが、それがかえって「あそこ行ってもあんまりおもしろくない。」ということにもなりかねないを考える。

本来センターは、地域の方が皆、今まで以上に、公民館のときよりもたくさんの方がセンターに行けるようにする、そのためにスタートさせる制度だと感じる。最低限、今発言したこの 23 ページは、行政が地域としっかり調整すること、していただけないか。

私たちも、もちろん地域でのどうするか協議するが、行政のほうでも、社会教育、生涯教育の機能は、今までどおり担保して実施することから、ここら辺をもう少し加筆をお願いしたい。

(生涯学習課長)

おっしゃるとおり、文言を修正する。当然、主語は行政であり、また、必要なことであるので、対応させていただく。

(副委員長)

今のご意見を尊重し、今後修正をさせていただきたく。そのほか全体的にご意見を伺いたい。

(委員 B)

簡単な修正をお願いしたい。社会教育法第 5 章の「公民館」においては、分館と、行政職がいる公民館を分けるために、「地区公民館」ということをお願いしたが、「地区公民館」と「分館」のことが両方重なっていると思われる、4 ページ、5 ページ、7 ページについて修正を提案する。

4 ページ下段の「地区公民館に人が集い～」は、私たちは分館に集まっているので「公民館」としていただきたい。5 ページも「地区公民館」は「公民館」であると思う。7 ページも、分館のことも一斉にする予定になっているので、両方「公民館」としたほうが当てはまると考える。

(副委員長)

「公民館」と「地区公民館」の使い分けについて、画面と

一緒に確認させていただく。

(事務局)

今のご御意見については4ページ下段の2ヶ所、5ページ中段1ヶ所、7ページの上段1ヶ所で、今の点について修正する。この部分の委員の皆様からの承認を最後にいただく。

今まで32ページまでの話をされましたが、合わせて33ページから35ページが未検討部分であるので、事務局にこちらの説明をお願いしてよろしいか。

※答申案 33 ページから 35 ページまで事務局説明。

(副委員長)

ただいまの説明から、修正やご意見がありましたらお願いしたい。

(委員 I)

35ページの指定管理者制度の米印部分を全部却下となっている。文章の中の指定管理者制度が「※10」になっているが、6ページに記載がある「※3」ではないか。

(副委員長)

ご指摘のとおり修正する。その他ご意見等ないか。

(委員 B)

確認したいが、センターの拠点設立において、西予市が示された基本的な方針、検討委員会に出された諮問案（たたき台）は、「既存の公共施設（公民館等）」と書いてある。これまでに出了れた草案はそれで間違いないか。

(事務局)

今のご意見については、「公の施設（公民館等）」と入れさせていただく。

(副委員長) 〇

「現在利用している公の施設と共同利用の検討も必要ではないかと考える」のところでは、複合機能施設までの重複した念押しまでは必要ないのではないか。

(委員 B)

一年半をかけて議論し、「既存の公共施設」ということは「行政財産」である。「(公民館等)」と書いてあるのだからこれが基本だったのではないか。いつの間にこのようなことが出てきたのか。

(副委員長)

今の説明の形で整理し直す。全体的なご意見はないか。

(委員 I)

この答申書の中に、資料 1 から資料 7 まで「資料」とあるが、今回は、その資料が 1 個も入っていない。次回または答申の中には、今まで私たちがいただいた資料がそのまま入るのか、あるいは若干修正しながら入れるのかどうか。

(事務局)

資料については、修正はなく、「資料番号」を変更して添付する。この後、修正が入り、正式な答申として形にしたものの中に添付し、委員の皆様にお配りしたい。

(委員 L)

29 ページについて、三瓶北公民館は「新設」だと考える。この「遊休施設の活用」は無意味な言葉ではと考える。削除して欲しいが、経緯として、二木生保育園跡地に移転しようと考え、建設課に確認していただいたところ、耐用年数が来ていることと、子供の目線で建てた建物で、大人が入る施設ではないという結果であった。

この部分を削除していただくと同時に、三瓶北公民館としては、土居公民館と同等の建物を建ててほしいと感じる。

(副委員長)

今の部分は、現在考えられる施設の老朽化等により移転(新設、遊休施設の活用)があり、土居公民館、三瓶北公民館が現状を考えられているという要点の押さえ方であるので特段問題はないかと。

(委員 L)

「遊休施設の活用」という部分を削除して欲しい。

(事務局)

ただいまのご意見について、現時点で建設課から正式に私どもの方へ報告を受けてない状況である。

市としての方針も、まだそこまではっきり定まっていない状況で、新設にするか既存施設を活用するかというのは現在検討中である。ここの段階でと断言するのが非常に難しいと考えている。

(委員 A)

三瓶北公民館の遊休施設については、確かに地元のほうからの要望があり、動いていただいたと思う。

市民検討委員会の中では、当初から、土居公民館・三瓶北公民館については、老朽化という点から新設するという流れが明確にあったと思われる。その辺を含めて、皆さまが言われたように、土居公民館・三瓶北公民館については「新設」で、ここを文章化していただきたいと思う。当初の流れからしてもここがおかしいと感じるので、削除していただきたい。

(委員 J)

その遊休施設の活用または新設というのは、今、事務局からも説明があった。その方針は示せないところであるとは考えるところだが、多分「新設」と決め打ちで言われてもなかなか行政として受け止めきれないということであれば、カッコの中を削除するしかないことを私は提案したい。

そうすれば遊休施設の活用というふうな決め打ちもされず、この場で「新設」するのかどうかという結論を出すことも、恐らくそれは厳しいのではないかと考える。

「遊休施設の活用」が三瓶北公民館のことにかかってしまい、その形で決め打ちになってしまうことが危惧されるのであれば、この部分は削除させていただくという提案であると理解する。

(副委員長)

基本的に合併時の 27 小学校区でセンターを設置する。ただ、施設が老朽化してあり、移転とか新設をする必要があるものについては、別途それに対して必要な処置を講じないといけないと。そのような支援措置を明言したので、新設か移転かをここで詰めきれない部分がないような気がす

る。

(委員F)

本文の中で、ここは、土居公民館と三瓶北公民館のことを指していることで間違いないか。私は、土居公民館は、新聞等で報道されたとおり、予算のことも報道されているが、三瓶北公民館についても、以前、建て替えすることを私は聞いたことがある。三瓶北公民館は、耐用年数過ぎて33年過ぎていたと思うが、それだけ長い間、古い建物で活動し、今度リフォームという話にはならないと思う。先ほど言ったように、保育園の規格で建てられた建物のなかに行くと、リフォームを兼ねた建て替え工事しても、基準が保育園用に合った基準になる。

地域の方は、新しいのを建てていただくことを希望しておると感じる。地区の役員が、予算のことを心配してリフォームでもいいのではという上申があったと聞いている。果たして、その上申が上がったとしても、建物自体がそれに見合わない。ふさわしくないというようなことであれば、あくまでも新築するべきではと思う。

(副委員長)

いずれにしても土居公民館、三瓶北公民館については老朽化が著しく、新築とか移転が必要だという話であるので、遊休施設の活用という言葉は省いた形でいきたい。

(委員B)

公民館であった2地域の市政懇談会に参加した。その中で、元公民館長の意見で、小規模多機能自治には賛成しました。しかし、施設はというと、老朽化で雨漏りもするし、波打ち際でもあることから、センター内にマーケットを開くというような施設ではない。新設をお願いし、理事者は、検討委員会につなぐと言われた。

そして、土居公民館は3年以内に建て替えるという計画で、三瓶北公民館は7年かかるという発言を理事者はしている。それなのに、現在は公民館なのにまちづくり推進課がそういう動きをするのは、地域の人からどうかと言われる。これは「越権行為」ではないか。公民館をセンターに変えようとする仕事は、教育部局の仕事ではないか。

ただ、検討委員会につなげる、新設7年後にする、土居公

民館は約束どおりで、報道によると 1 億 5000 万円で「小規模多機能施設」と載っていた。検討委員会では地域に協議すると言い、地域では検討委員会につなぐと言い、どれが本当のことか。検討委員会で新設を 7 年後に完了すると言われている。このことについて覚えていないか。

(事務局)

おっしゃられたように発言した記憶がある。

(副委員長)

29 ページについては、ただし施設の老朽化等により、移転・新設が必要なものは（土居公民館・三瓶北公民館）という表記でよろしいか。

(事務局)

事務局としては、委員 J からご説明いただいたとおり、カッコを全部とじて、移転が必要なもの、土居公民館・三瓶北公民館及び地区公民館がないところについては別途必要な措置を講ずるとすれば、大きくとることができ、断定的になくなるのではと考えるが、いかがか。

(委員 A)

文言の取り扱いについては、三瓶としては非常に重要視する。市民検討委員会の中で協議し、今後残す、残さないっていうところは基本的なことではないかと考える。「新設する」という答えを求めているわけではないが、市民検討委員会の中で、皆さんの意見の中でこの「新設」のところを入れていただけないか。文言を削る、削らないことについては、市のほうの意向ではあるが、私は基本的に意味をなさないことだと思っている。その辺を取りまとめていきたい。

(副委員長)

そういう趣旨の側面も十分あるので、最初の施設の老朽化等により、移転・新設が必要なもの（土居公民館・三瓶北公民館）こういう表記の仕方でよろしいか。

(委員 L)

それが一番初めの議論であった。

(副委員長)

検討委員会としては、この表記で答申をさせていただきたい。その他ご意見はないか。

(分科会会長)

三瓶北公民館のことにつきまして、先ほどの分館分科会報告に加えて、具体的なことを申し上げる。この三瓶北公民館の敷地部分は、神社の私有地になっている。建て替えたりするときに、所有者に周知の上で建てかえるという問題があるので、分科会の中では、移転という考えを持っている。19 分館の中では、2 分館で土地が私有地である。

今後、分館が行政区の拠点として整備されるときは、市と区、所有者との話合いが必要になるだろうと感じる。

(副委員長)

そのほか答申書案の全体の中で気になる点はないか。

(委員M)

5 ページの上から 9 行目、「構築することが望ましい」との中にある「0」は不要ではないか。それともう一つ、15 ページの「※7 の社会教育法（公民館の事業）」について、前のページでも同じものがあるが。

(副委員長)

修正をお願いしたい。

(委員M)

※7 は「西予市公民館条例（業務）」と社会教育の事業は両方挙げているものではと思う。行政窓口の場の説明のところで必要があるか疑問に感じた。

(事務局)

ただいまのご指摘は、文書校正時のミスと思われる。並びであるとか番号の順番を見直しする必要がある。

(委員M)

先ほどの複合施設のことについて、私の勉強不足で申し訳ないが、三瓶東公民館はどのような形で機能しているか

知らなかった。今日お聞きして、そういう状態であれば、本当に宇和公民館や野村公民館とは全然違うなと思った。三瓶東公民館の現状を答申に書いた方がいいのではと感じた。

(副委員長)

検討する。

(委員G)

この検討委員会でも以前に、小規模多機能自治でのことで、今の基礎型交付金の配分問題について、格差がありすぎることを申し上げた。先ほどから関連しているが、人口割に公民館の数、あるいは小学校区で交付金を割っているので、行政上の交付金を配分としたら、不公平感も免れない。

令和5年のスタートまでに人口割あるいは均等割に加えて、活動する訳なので、「行動割」で配分してもらうようにして欲しい。この検討事項についても、検討委員会で煮詰めたうえで、2年間の予備の中でやっていくべきであった。いち早く検討して欲しい。

もう一つ、センター化に向けては「痛み」が伴う。スムーズに進行するとなれば、負担した大きな公共施設が集会所になり、皆さんと同じようになるわけである。これも、三瓶町は19の集会所、しかし、他の町では野村、城川に集会所がいくつあるか。元々はこの小規模多機能で、センターをつくっていくという試みは何度も申しあげましたように、将来的に財源不足は生じること、職員の数が類似団体より多い、これを削減したい。しかしながら、結果としては、27のセンターをつくり、地域任用職員を雇用して、本当に軽減が図れるのかという考えでいる。

この問題での公平性、公正性を含んで、皆さんには行政として議員を含めて考えて欲しい。曖昧なことばかりで、法的な勝手都合な拡大解釈により問題点が生じたこともあると思う。苦言を呈して進言する。

(副委員長)

ただいまの件は議事録にも記録し掲載する。行政内部でも吟味、検討いただきたい。その他、全体的にないか。今日

はいろいろ不備な点もあったが、ひとまずの答申の取りまとめという形で収めさせていただければありがたい。

修正変更のあった部分については、次回の会議までに修正し、委員さんへ答申書を送付する。議論も半ばとは思いますが、以上をもって、「地域づくり活動センターの在り方について答申書案」の取りまとめをひとまずこれでさせていただいたということにさせていただきたいと思う。慎重なご意見ご議論に感謝するが、本当に時間を超過し申し訳ない。

3. 次回の日程及び協議内容の確認について

(事務局)

ただいま皆様でご検討いただいている、この市民検討委員会からの答申書最終案は、今回いただいたご意見をまとめ直して、再度皆様に文書でご案内させていただくという段取りであるが、この後の作業につきまして、本日のご意見を全て反映させていただく。

細かな文言、誤字修正など、委員長、副委員長との協議を経て、委員長により最終決定することを、この場でご承認をいただけましたら編集作業が捗るが、委員の皆様いかがか。

(副委員長)

皆様からいただいた意見を入れ、修正をし直したこの答申書と、分館制度の在り方の冊子そのものを事前に全員にお送りいただけるか。

そして、最終的な文言等については、事務局と私、検討委員会正副委員長、場合によっては、分科会正副会長さんで調整をさせていただくことでよろしいか。そのように対応し、次回の会合までに、お手元に届くように調整する。

(事務局)

本日「当日資料」として把握していたもので説明が欠けておりましたので説明する。1枚の資料で、皆さんの名簿がお手元にあるかと思う。分科会の委員である方は、別に「○」が記載されているが、こちらの名簿を答申のときに添付したい。もう一つ、「西予市地域づくり活動センター市民検討委員会の検討経緯」について、先ほど分科会会長から分科会の検討経緯について、表でお示しさせていただいたが、本案についても、本日の第13回検討委員会までの

検討経緯を表に示している。こちらのほうも、答申のほうに添付したい。

また、参考資料についても添付し、週明けに皆さまのところへ届くように準備したい。

(事務局)

長時間にわたり、ご協議いただき感謝する。本日いただいたご意見を、答申書に反映したものを事前に配付する予定である。次回、6月9日(水曜日)までに準備させていただき、最終的に皆さんの承認を得て、その後、市長にこの会場に来ていただき、皆様との同席のもと、市長へ答申する形で進める予定でとなっている。

日程は、先ほど副委員長からございましたように6月9日(水曜日)午前9時半から、今回の答申案修正の最終承認が必要となったことから、9時半から行わせていただきたいがよろしいか(異議なし)。場所は市役所5階大会議室で、ご足労おかけするがよろしくお願い申し上げます。

また、委員長から市長へ答申書を提出していただいた後に、改めて委員の皆様から一言ずつご挨拶をいただきたいので、ご予定いただいたら幸いに思う。できるだけ早く皆様のもとに答申書をお届けするよう調整する遅くても前日(火曜日)までにはお手元に郵送する予定である。

(副委員長)

委員の皆様には、6月9日(水曜日)午前9時半からお越しをいただき、冒頭で答申案の最終確認を委員長のもとでさせていただいた後、全員で市長答申を行う。可能な限り、これまでの協議を通じてのご感想、ご意見など、一言ずつ委員の皆様から述べていただきたいと思います。

以上で本日の会議を終わりたい。ひとまず答申の取りまとめが完了した。最後に担当部局長の政策企画部長からごあいさつをいただきたい。

4. その他

- ・政策企画部長からのあいさつ

(政策企画部長)

長期にわたり、委員の皆様には、積極的にご検討いただ

き本当に感謝する。私も途中からではあったが、一委員としても、また政策企画部長としても本会議に参加させていただいた。大変重要な、また皆さんの熱心な議論というのを拝見でき、当事者としても参加していただきましたことを非常に光栄に思う。

西予市地域づくり活動センター市民検討委員会は、今日の回で13回目、また分科会はこれに加えてさらに13回開催していただいたということで本当に厚く御礼を申し上げたい。センターの骨組みに関して、こうした委員の皆様のご熱心なご議論により、本日、副委員長のご進行のもと、一つの形に作り上げていただいたことを、重ね重ね感謝したい。今後はこの答申を踏まえ、行政側で、推進計画の案を練らせていただき、またそれを地域にお返しするという場を持たせていただきたい。その中で、さらにいい取組にしていきたいと考えている。

この会議を運営し、ご助言などいただきました委員長、副委員長、各委員の皆様に関しまして重ね重ね御礼を申し上げたい。当初の開始よりも新型コロナウイルス感染症の関係もあり、長期にわたりましたが、引き続き、地域に入っていく中においても、いろいろとご助言、お力添えをいただければ幸いに思う。引き続きご協力いただければと思う。

(井上副委員長)

長時間にわたり、ご協議頂き感謝する。委員長に運営や取りまとめ、ご尽力、ご指導いただき、本日に至った。まだまだ意見をお伺いする機会のなかったみなさまも大勢いらっしゃると思い、進行上大変申し訳ない。事務局を含め、答申提出後が重要な時間になるであろうと思う。

この1年間の議論、検討の経緯等を含め、地域の中での発言やご指導、リーダーとして地域を引っ張っていただければありがたいと思う。挨拶が長くなったが、以上で本日の会議を閉会する。

5. 閉会

閉会挨拶 副委員長

閉会 13:02

備	考
---	---